

3節 鋼止め塗料塗り

18.3.1 一般事項

この節は、鉄鋼面及び亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料塗りに適用する。

18. 3. 2 塗料種別

- (1) 鉄鋼面の錆止め塗料の種別は、表 18.3.1 とし、次による。

(ア) 4 節の場合は、A s 種とする。

(イ) 7 節の場合は、1 回目の錆止め塗料塗りは C s 種、2・3 回目の錆止め塗料塗りは D s 種とする。

(ウ) 8 節の場合は A s 種又は B s 種とし、適用は **特記** による。特記がなければ、B s 種とする。

(エ) 錆止め塗装のまととする場合は、A s 種とする。

表18.3.1 鉄鋼面の錆止め塗料の種別

種別	錆止め塗料その他の			日本ペイント 商品名	塗付け量 (kg/m ²)	標準 膜厚 (μm)	適用
	規格 番号	規格名称	種類				
As種	JIS K 5674	鉛・クロムフリー さび止めペイント	1種	速乾PZ ヘルゴンエコ 塗料用シナ-A 0~10%	0.10	30	屋外 屋内
				超速乾型PZ ヘルゴンエコ 塗料用シナ-A 0~10%			
Bs種	次のいずれかによる。				—	—	屋内
	JASS 18 M-111	水系さび止め ペイント	—	水性ハイポン プライマー ^{※1}	0.11	30	
	JIS K 5674	鉛・クロムフリー さび止めペイント	2種		0.11	30	
Cs種	JIS K 5552	ジンクリッヂ プライマー	2種	ジンキー8000 メタルグレー ジンキー-8500シナ- 0~15%	0.14	15	—
Ds種	JIS K 5551	構造物用さび止め ペイント	A種	ハイポン30マスチック プライマーK ハイポンボキシシナー- 0~10%	0.14	30	—

(注) 1. JIS K 5674 に基づき、1種は溶剤系、2種は水系である。

2. JASS 18 M-111 は、日本建築学会材料規格である。

* JASS 18 M-111の規格では、下記商品も使用可能です。

- ・オーデハイポンプライマー
 - ・1液水性デクロ

※1 水性ハイポンプライマーは、はけ・ローラー塗装用です。スプレーでの塗装は仕上り感が低下する場合がありますので、ご注意ください。

- (2) 亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料の種別は、表 18.3.2 とし、次による。
- (ア) 4 節の場合は A z 種又は B z 種とし、適用は特記による。特記がなければ、鋼製建具等は A z 種、その他は B z 種とする。
- (イ) 7 節の場合は、B z 種とする。
- (ウ) 8 節の場合は、C z 種とする。

表 18.3.2 亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料の種別

種別	錆止め塗料その他の				塗付け量 (kg/m ²)	標準膜厚 (μm)	適用
	規格番号	規格名称	種類	日本ペイント商品名			
A z 種	JPMS 28	一液形変性エポキシ樹脂さび止めペイント	—	1液ハイポン ファインデクロ ^{※1} 塗料用シナ-A 5~10%	0.10	30	屋外 屋内
B z 種	JASS 18 M-109	変性エポキシ樹脂プライマー（変性エポキシ樹脂プライマー及び弱溶剤系変性エポキシ樹脂プライマー）	—	ハイポンファイン プライマー-II ^{※2} 塗料用シナ-A 0~10%	0.14	40	屋外 屋内
C z 種	JASS 18 M-111	水系さび止めペイント	—	水性ハイポン プライマー ^{※3} 水道水 0~5%	0.11	30	屋内

(注) JPMS 28 は日本塗料工業会規格、JASS 18 M-109 及び M-111 は日本建築学会材料規格である。

* JPMS 28 規格では、下記商品も使用可能です。

- ・エスパーーウンエース^{※1}
- ・ユニエポック 60 プライマー^{※2}

※1 1液ハイポンファインデクロ、エスパーーウンエースは、はけ・ローラー塗装用です。
スプレーでの塗装は仕上り感が低下する場合がありますので、ご注意ください。

※2 ユニエポック 60 プライマーはスプレー塗装用です。はけ・ローラーでの塗装は仕上がり感が低下する場合がありますので、ご注意ください。

* JASS 18 M-109 規格では、下記商品も使用可能です。

- ・ハイポン 20 デクロ
- ・ハイポン 20 ファイン
- ・ハイポン 20 ZN II (新)

* JASS 18 M-111 規格では、下記商品も使用可能です。

- ・オーデハイポンプライマー
- ・1液水性デクロ

※3 水性ハイポンプライマーは、はけ・ローラー塗装用です。スプレーでの塗装は仕上り感が低下する場合がありますので、ご注意ください。

18.3.3 鋸止め塗料塗り

(1) 鉄鋼面の鋸止め塗料塗りは、次による。

(ア) 4節、8節及び鋸止め塗装のままの場合は表 18.3.3 により、種別は特記による。特記がなければ、見え掛け部分はA種とし、見え隠れ部分はB種とする。

表 18.3.3 鉄鋼面の鋸止め塗料塗り

工 程		種 別		塗り工法その他の欄
		A種	B種	
素地ごしらえ		○ ^(注)		18.2.3 による。
1	鋸止め塗料塗り(下塗り1回目)	○	○	18.3.2(1)による。
2	研磨紙ずり	○	—	研磨紙 P120～180
3	鋸止め塗料塗り(下塗り2回目)	○	○	工程1に同じ。

(注)素地ごしらえの種別は、塗り工法その他の欄による。

(イ) 7節の場合は、表 18.3.4 による。

表 18.3.4 耐候性塗料塗りの場合の鉄鋼面の鋸止め塗料塗り

工 程		塗り工法その他の欄
素地ごしらえ		18.2.3 による
1	鋸止め塗料塗り(下塗り1回目)	18.3.2(1)による。
2	鋸止め塗料塗り(下塗り2回目)	18.3.2(1)による。
3	鋸止め塗料塗り(下塗り3回目)	18.3.2(1)による。

(注)素地ごしらえの種別は、塗り工法その他の欄による。

(2) 鉄骨等の鉄鋼面の鋸止め塗料塗り工法は、次による。

(ア) 4節、8節及び鋸止め塗装のままの場合は、次による。

(a) 2回目を鉄骨等の製作工場で塗る場合は、次による。

- ① 1回目の鋸止め塗料塗りは、製作工場において組立後に行う。ただし、組立後、塗装が困難となる部分は、組立前に鋸止め塗料を2回塗る。
- ② 2回目の鋸止め塗料塗りは、汚れ、付着物等を除去した後、塗膜の損傷部分の補修塗りを行い、乾燥後に塗る。
- ③ 工事現場での建て方及び接合完了後、塗膜の損傷部分は、汚れ、付着物等を除去した後、鋸止め塗料で補修する。また、接合部の未塗装部分は、汚れ、付着物、スッパー等を除去した後、鋸止め塗料を2回塗る。

(b) 2回目を工事現場で塗る場合は、次による。

- ① 1回目の鋸止め塗料塗りは、(a)①による。
- ② 2回目の鋸止め塗料塗りは、工事現場での建て方及び接合完了後、塗膜の損傷部分は、汚れ、付着物等を除去した後、鋸止め塗料で補修し、乾燥後に塗る。また、接合部の未塗装部分は、(a)③による。

(イ) 7節の場合は、次による。

(a) 鋸止め塗料塗りは、鉄骨等の製作工場において組立後に行う。ただし、組立後、塗装困難となる部分は、組立前に行う。

(b) 鉄骨等の製作工場で溶接した箇所は、ディスクサンダー又は研磨紙 P120 程度で素地面が現れるまで鋸等を除去し、構造物用さび止めペイント(表 18.3.1 の D s

- 種) を3回塗る。
- (c) 現場組立後、現場溶接部及び組立中の鋳止め塗料塗りの損傷部分は、ディスクサンダー又は研磨紙P120程度で素地面が現れるまで鋳等を除去し、JASS 18 M-109に基づく鋳止め塗料(表18.3.2のB種)を3回塗る。
- (3) 亜鉛めっき鋼面の鋳止め塗料塗りは、次による。
- (ア) 4節及び8節の場合は表18.3.5により、種別は特記による。特記がなければ、鋼製建具等はA種、その他はB種とする。

表18.3.5 亜鉛めっき鋼面の鋳止め塗料塗り

工 程	種 別		塗り工法 その他の 塗り工法
	A種	B種	
素地ごしらえ	○ ^(注)	—	表18.2.3によるA種 ただし、鋼製建具等はB種
	—	○ ^(注)	表18.2.3によるB種
1 鋳止め塗料塗り(下塗り1回目)	○	○	18.3.2(2)による。
2 研磨紙ずり	○	—	研磨紙P120~180
3 鋳止め塗料塗り(下塗り2回目)	○	—	工程1に同じ。

(注)素地ごしらえの種別は、塗り工法その他の欄による。

(イ) 7節の場合は、表18.3.6による。

表18.3.6 耐候性塗料塗りの場合の亜鉛めっき鋼面の鋳止め塗料塗り

工 程	塗り工法 その他の 塗り工法
素地ごしらえ	表18.2.3によるA種 ただし、鋼製建具等はB種
1 鋳止め塗料塗り	18.3.2(2)による。

(注)素地ごしらえの種別は、塗り工法その他の欄による。

- (4) 鋼製建具等の亜鉛めっき鋼面の鋳止め塗料塗り工法は、次による。
- (ア) 4節、8節の場合は、次による。
- (a) 1回目の鋳止め塗料塗りは、鋼製建具等の製造所において、次の部分の範囲を行う。
- ① 鋼製建具の組立後の見え掛り部分
② 鋼製建具の組立後に取り付ける押縁等の見え隠れ部分
- (b) 2回目の鋳止め塗料塗りは、工事現場において取付け後、汚れ及び付着物を除去し、塗膜の損傷部を鋳止め塗料で補修し、平滑に仕上げた後に行う。ただし、取付け後、塗装困難となる部分は、取付けに先立ち行う。
- (イ) 7節の場合は、1回塗りとし、(ア)(a)による。
- (5) (4)以外の鋳止め塗料塗りは、次の部分以外の範囲を塗装する。
- (ア) 7.8.2【塗装の範囲】(1)の(ア)から(オ)までの部分
- (イ) 軽量鉄骨下地の類で、亜鉛めっきされたもの
(ウ) 床型枠用鋼製デッキプレートの類で、亜鉛めっきされたもの